

▶ 料 金 (1、2 とも介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません)

1. 居宅介護支援サービスにかかる費用は、要介護度に応じサービスの提供以降1ヵ月あたり以下の額になります。

要支援1・2	4,420円
要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

2. 以下の場合には加算料金が追加されます。

初回加算	① 新規に居宅サービス計画を作成する場合。	3,000円
	② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。	
	③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。	
入院時情報 連携加算	病院等に入院するに当たって、病院等の職員に対して、利用者の心身状況や生活環境等の必要な情報提供をした場合。	
	I 入院した日の内に情報提供 II 入院した日の翌日又は翌々日に情報提供	2,500円 2,000円
退院・退所加算	病院若しくは診療所への入院期間又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設の職員と面談を行い、必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書を作成し居宅サービス利用調整を行った場合。	
	【カンファレンス参加無し】	【カンファレンス参加有り】
(連携1回)	4,500円	6,000円
(連携2回)	6,000円	7,500円
(連携3回)	算定不可	9,000円

ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	4,000円
通院時情報提供 連携加算	利用者が医師または歯科医師の診断を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合(月1回を限度)	500円
特定事業所 医療介護連携加算	ア.イ.ウのいずれにも適合した場合、算定できる。 ア:算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間に、退院・退所に係る病院等との連携回数が35回以上ある事。 イ:算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間に、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している事。 ウ:算定する月に、特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)又は(Ⅲ)のいずれかを算定できている事。	1,250円
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	病院等の求めにより、病院等の医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問して、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用調整を行った場合。(月2回を限度)	2,000円

【その他】

サービス利用票を作成した月に置いて、利用実績のない場合

医師が退院時等に回復の見込みがないと診断した利用者に対して、介護支援専門員が居宅サービス利用に向けてケアマネジメント業務を行い必要書類の整備体制を行った場合、基本報酬を請求する事ができる。

特定事業所加算の算定要件一覧

算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)
	5,190円	4,210円
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上
(3) 利用者に関する情報、またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3以上の占める割合が100分の40以上であること	○	—
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している事。	○	○
(9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ))を算定している場合は50名未満)であること	○	○
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○	○
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○